

平成28年第12回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成28年11月22日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成28年11月22日	開会 1時30分 閉会 2時24分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	教 育 長 山本 修司 教育長職務 代理者 鮎川志津子	委 員 福元 弘和 委 員 渡邊 恭秀 委 員 岡村理栄子	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 川合 修 生涯学習部長 西田 剛 庶務課長 加藤 真一 学務課長 河田 京子 指導室長 小林 正隆 統括指導主事 高橋 良友 指導主事 平田 勇治 指導主事 丸山 智史	生涯学習課長 石原 弘一 図書館長 菊池 幸子 公民館長 前島 賢 庶務係長 平野 純也	
調 製			
傍聴者人数	4名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 37 号	小金井市教育委員会感謝状贈呈事業について
第 3	報 告 事 項	1 学校給食費の見直しについて 2 平成 28 年度小金井市立小・中学校読書感想文コンクール の表彰結果について 3 特別支援教室の導入について 4 その他 5 今後の日程

山本教育長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 2 8 年第 1 2 回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第 1、会議録署名委員の指名。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員と岡村委員にお願いする。

(委員一同異議なく、上記 2 名が選出された。)

山本教育長 今日は後に大きな会議が控えているので、お一人ずつご意見を伺うことはしないので、よろしくをお願いします。

それでは、議事に入る。

日程第 2、議案第 3 7 号、小金井市教育委員会感謝状贈呈事業についてを議題とする。

提案理由を説明願う。

川合学校 提案理由についてご説明する。

教育部長 小金井市の教育振興に顕著な功労等があったものに対し、今後の活動継続を奨励するため、小金井市教育委員会感謝状贈呈要領を制定し、小金井市教育委員会より感謝状を贈呈するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

加藤庶務課長 それでは、議案第 3 7 号、小金井市教育委員会感謝状贈呈事業についてご説明する。

議案に基づき説明させていただく。

この事業は、今、部長から説明があった内容の方に贈呈するものである。

感謝状贈呈要領は今回新たに制定するものなので、後ほど逐条で説明させていただくが、対象者に感謝状を贈呈する一連の事務処理等について、まずは説明させていただく。

教育委員会課長職者による贈呈候補者の推薦ということで、贈呈すべき者があった場合は、候補者推薦調書を作成し、庶務課へ提出することになる。推薦調書に基づき、感謝状審査委員会を開催する。その際に副賞を添えて贈呈するか否かについても審議する。感謝状

審査委員会で決定した審査結果を教育長に報告し、報告起案の決裁をもって、教育長は推薦者を決定する。教育長は教育委員会定例会に議案として候補者を推薦する。教育委員会で当該議案を審議し、贈呈者を決定する。なお、副賞を添える場合は、予算措置について財政課と協議することとなる。感謝状贈呈式において教育長より感謝状を贈呈する形をとらせていただく。

なお、功労と認める期間は推薦調書作成日よりさかのぼって1年間とする。感謝状贈呈については教育日より、市報、ホームページへの掲載を検討する。同時に多数の候補者があった場合は調整する場合がある。

本事業の概要は以上である。

次に、別紙、小金井市教育委員会感謝状贈呈要領（案）をごらん願う。今回は制定なので逐条で概要を説明させていただく。

第1条は目的である。目的は先ほど提案理由で述べさせていただいたとおりである。

第2条は感謝状の対象者である。小金井市の市民、市内の団体又は市内の事業所で、小金井市では既に小金井市教育委員会児童・生徒表彰規程があるので、当該規程の対象者は除くものである。具体的な対象者としては、次の4項目とさせていただいた。学校教育の振興に関し顕著な功労のあったもの、(2) 社会教育関係諸活動又は体育関係諸活動において顕著な功労のあったもの又は特に優秀な成績を挙げたもの、(3) 善行者であって他の模範とするに足りるもの、その他教育委員会が適当であると認めたものである。また、例外規定として、小金井市在住者等以外の場合も規定している。

第3条は感謝状の贈呈についてで、教育委員会名の書状で、贈呈は教育長が行い、副賞を添えることができる規定とした。

第4条は贈呈の期日についてで、定期的なものではなく、随時とする。

第5条は贈呈候補者の推薦の手続についてである。手続の内容は先ほど説明させていただいたとおりである。

第6条は贈呈候補者を審査する感謝状審査委員会の設置及び所掌事項の規定である。審査委員会の委員は、別表のとおり、教育委員会の管理職者とする。

第7条は当該審査委員会の報告に基づき、教育長が教育委員会に推薦し、教育委員会が決定する規定である。

第8条は当該感謝状贈呈関係の事務を、学校教育部庶務課が担当する規定である。

9条はその他の規定である。

なお、別表で感謝状審査委員会委員の一覧表、様式として小金井市教育委員会感謝状贈呈候補者推薦調書を示させていただいた。

説明としては以上である。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

以上である。

山本教育長

事務局の説明が終わった。

何かご質問、ご意見はあるか。

福元委員

小金井市は、市民が教育を支えてくれるところがとても多い市だと思っている。これらの、教育に功労のあった方に感謝の意を伝えることは大事なことはないかなと思う。これができてよかったと思っている。ただ、もらった人に市教委の感謝の気持ちが強く伝わることや、その意味を十分に感じてもらえるような選び方をしていただけるといいかなと思う。誰でも、ちょっと何かあればぱっと出すんじゃなくて、この方はほんとうに小金井市に貢献してくれたんだと誰もが納得できるような方に差し上げることによって、権威のある賞になっていくんじゃないかなと思う。

あわせて、市報等でみんなに伝えるということであるが、可能な限り市民に知らせるいろいろな方法を考えていければいいかなと思う。

以上である。

鮎川教育長
職務代理者

私も福元委員がおっしゃったことに賛成である。感謝状というのは感謝の意を表するもの。学校では子どもたちに、ありがとうという気持ちを心の中で持つだけでなく、口に出してありがとうと言おうと教育している。

教育委員会でも感謝の気持ちを持つだけではなく、このように形としてあらわすことはすばらしいことだと思う。私も賛成である。

山本教育長

ほかにご質問、ご意見等、あったらどうぞ。よろしいか。

以上で質疑を終了する。

お諮りする。日程第2、議案第37号、小金井市教育委員会感謝状贈呈事業についてを可決することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

山本教育長 異議なしと認める。よって、本案は可決することと決定した。
次に、日程第3、報告事項を議題とする。担当から説明をお願いする。

最初に、学校給食費の見直しについてをお願いする。

河田学務課長 それでは、学校給食費の見直しについてご報告申し上げます。
小金井市では、質のよい給食を提供しているが、食材料費の高騰により質の維持が困難になっている状況である。

今後も必要な栄養価を確保し、食育や地産地消の推進など、安全、安心で魅力ある学校給食を提供していくために給食費の改定を検討している。

時期については、平成29年4月からの改定を考えている。

改定案では、1食につき10円から15円の値上げ、1食当たり小学校低学年が257円、中学年が278円、高学年が298円、中学校が333円となる。月額にすると169円から239円の値上げになり、小学校低学年が4,369円、中学年が4,726円、高学年が5,066円、中学校が5,449円となる。

本市の学校給食は、学校給食の指針にもあるとおり、食材料については安全性を最優先し、無添加、無着色、非遺伝子組み換え、国産の食材を基本としている。地産地消というが、市内の農家で生産される農産物を活用している。また、化学調味料は使用せず、だし汁は削り節、煮干し、昆布等から、スープは鳥がら等からとっている。素材から手づくりするので、冷凍食品や半調理品は使っていない。カレーやシチューのルーは手づくり、ご飯は調理室で炊飯し、パンは業者納品であるが、給食室で調理する。各学校にある自校方式であり、学校の調理室で調理をしているので、温かいものは温かいまま提供することができる。また、学校ごとの献立を立てているので、大量の発注ができないという面はあるが、共通して使う食材は校長会で入札をして、規格に沿った食材や調味料を少しでも安く購入できるようにしている。

現在までの経過をご説明する。10月に校長会より学校給食費を改定してほしい旨の要望があった。その後、校長会と相談して、中学3年生を除く全保護者に対してアンケートを行った。回収率は64.6%であった。結果としては、1、改定もやむを得ないが94.0%、2、改定をせずに回数を減らし、その分を弁当に変更等の措置もやむを得ないが2.3%、3番、その他3.7%という結果であった。

本日の教育委員会では現状をご理解いただき、ご質問を受けながら、教育委員の先生方のご意見を伺えればと思っている。

どうぞよろしく願います。

山本教育長 説明が終わったが、質問を出していただければと思う。ご意見を伺う。

福元委員 食材が高騰したということであるが、具体的には、実際はどれぐらいの値上がりになっているのか。

河田学務課長 食材の見直しによる給食費の改定は、平成21年の改定から8年ぶりとなる。その間で、牛乳が7.46円値上がりしている。それから、パンも、値上げ幅の小さい食パンでも、平成23年度からであるが、2.38円値上がりしている。お米は値下がり傾向があるが、その他の食品は平成20年度の試算のときから比べると平均で1.1倍の価格となっている。

以上である。

山本教育長 ということである。よろしいか。

福元委員 はい。

山本教育長 ほかにご質問等あるか。

岡村委員 実際に保護者の方が支払われている材料費というのは、皆さんに出す給食費の何パーセントぐらいか。

河田学務課長 平成24年度の多少古い資料ではあるが、給食1食当たりにかか

る費用を算出したものがある。こちらでは、小学校の低学年623円から中学校が678円という幅になるが、実際の食材料費の2倍以上の費用は、市のほうでいろいろな経費としてかかっているということになる。

岡村委員 3分の2は市が払っているということか。

河田学務課長 3分の2まではいかないかもしれないが、2分の1以上は。

岡村委員 そちらも上がっている可能性があるか。

河田学務課長 そうである。

岡村委員 わかった。

福元委員 値上がりして、当然、学校挙げていろいろ工夫してきたが、どうにもならない状態になったのだらうと思う。どんな工夫をしてきたのかを教えていただければ、保護者の方への理解も進むんじゃないかと思う。ぜひ頑張ってきたところを教えてほしい。

河田学務課長 学校のほうからはいろいろ工夫をしていると伺っている。例えばパンであれば、いろいろな種類があって、価格もそれぞれ違うが、一番安いパンを選択せざるを得ないこと。あと、野菜などは価格の安いものを選ぶということで、もやしだとか低価格なものを頼むということ。それから、主食と副食は減らせないところがあるので、フルーツだとかデザートなどの回数を減らしたりとか、種類としても安いものを選んだりとか、例えば4分の1でカットするところを6分の1にするとか、6分の1カットにするところを8分の1までするとか、分量を少量にして使用するなどの工夫をしていると聞いている。

福元委員 わかった。

山本教育長 ほかにいかがか。

渡邊委員　　今まで給食費の改定というのはどのくらいの間隔で行われたのか。
また、今日もニュースで流れていたが、ノロウイルスらしきもので食中毒が発生したという、他市の例であるが、安心、安全を確保しながら現状の値段を維持するのは難しいと思うが、さらに何かいい工夫はあるか。

河田学務課長　給食費の改定については、直近から何年かで申し上げると、平成14年度、18年度、21年度、26年度、そして今回の改定となる。26年度のときは、消費税が8%になったことと、中学校の回数を3回増やしたことによる改定になる。食材費の見直しとしては、平成21年度以来8年ぶりという改定になる。

それから、ノロウイルスなどの安全衛生対策については、給食費の改定とは直接はかかわらないところではあるが、常に調理室では衛生管理については非常に厳しいマニュアルに沿って気をつけており、今のところ大きな事故もないところである。今後も引き続き衛生管理には努めていきたいと思っている。

山本教育長　　よろしいか。

渡邊委員　　はい。

山本教育長　　ほかにあるか。

岡村委員　　ほかの市などはどういう状況なのかを教えてください。

河田学務課長　今年度の給食費の金額については調査で把握している。本市は26市の中では真ん中よりも高いほうの金額設定はされている。ただ、給食の状況も各市によって、自校方式であったり、給食センター方式であったり、お弁当給食であったりとかまちまちであるので、比較することはなかなか難しいが、小金井市は自校方式で質のよい給食をしているというところで、ある程度、金額が高いところはやむを得ないのかなと私は思っている。

山本教育長　　よろしいか。

岡村委員 はい。

山本教育長 ほかにあるか。

鮎川教育長 アンケートをなさったということであるが、その結果や、改定を
職務代理者 する場合、改定のお知らせの方法はどのような形でお考えか。

河田学務課長 給食費の決定をした際には、保護者への通知をする予定である。
また、アンケートの結果についても、ホームページであるとか、学
校の給食だより等を活用させていただいて、またお返ししていきたい
と思っている。

鮎川教育長 ありがとう。
職務代理者 引き続き、もう一点。アンケートの3択を拝見させていただいた。
3番に「その他」とあったと思う。保護者の皆様の自由なご意見が
書かれていると思うが、どのようなものがあったか教えていただけ
るか。また、それについてどのようにご検討されるのか、あわせて
教えていただけるか。

河田学務課長 アンケートのその他のご意見、また、1番、2番を選択した方も、
ご意見を書いてくれた方もいた。
おおむねやむを得ないとか、賛成というふうなご意見、感謝の言
葉もいただいたところであるが、あと、検討する必要があると感じ
た点について何点かお話をさせていただく。
まず、献立の内容について見直したらどうかということ、牛乳
の回数を減らしたらどうか。それから、和食に牛乳は合わない、つ
くる量を調節したらよいのではないか、この辺の課題については校
長会や栄養士会のほうにフィードバックをして、また検討をしてい
きたいと思っている。それから、給食費の無償化とか、市で補助を
してほしいというようなご意見もあった。現在のところは、学校給
食費については、学校給食法第11条で、学校給食の実施に必要な
施設や設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設
置者の負担ということで市の負担となるが、これ以外に要する経費
というのは、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とされて
いるところであるので、この点をご理解いただきたいところである。

山本教育長 そのほかあるか。

渡邊委員 先ほどの説明で、給食費というのは実費であるということはよくわかったが、法律的な根拠と、全体でどのくらい、小金井は少ないらしいが、未納の方はどのくらいいるのか。

河田学務課長 法的な根拠であるが、先ほど申し上げたが、学校給食法第11条で、設置者が負担する以外の経費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とされているとあるので、食材料費に関しては保護者の方の負担をお願いしているところである。

それから、未納者の状況ということであるが、27年度の給食費の未納状況は、現年度、その年のということであるが、未納者は2名であった。徴収については、学校でも努力していて、金額では99.98%の徴収率となっているので、ほぼ皆さんにお支払いはいただいていると思っている。ただ、こちらについても、引き続き未納のない状況をつくるように、学校のほうでは努力をしているところである。

以上である。

岡村委員 保護者の負担が増えることになるが、就学援助の対象となる家庭の負担も増えるのか。

河田学務課長 給食費は、就学援助の受給をされている方については全額支給されているので、ご負担はないところである。値上げの分の給食費は当然市の就学援助費の負担となる。子どもの貧困が大きな問題となっている中、貧困の家庭では給食が主な食事であり、栄養源となっている家庭もあるという話を聞くところである。必ずしも小金井のご家庭に当てはまらないかもしれないが、この改定によって就学援助の対象となるご家庭に対しても、より栄養バランスのとれた充実した給食を提供できることになる。

就学援助の見直しを現在しているので、今まで援助を受けられていた方で、受けられなくなってしまったご家庭には大変申しわけないところであるが、就学援助制度の適正な運用を行うための見直しであるので、こちらについてはご理解をいただきたいと考えている。

山本教育長 よろしいか。

岡村委員 はい。

山本教育長 ほかにいかがか。

鮎川教育長 みんなの給食委員会からのご意見があったら教えていた
職務代理者 だけるか。

河田学務課長 みんなの給食委員会のほうは、市民公募委員、給食調理の委託業者の方、直営の調理員の方、栄養士と、さまざまな立場の方からいろいろなご意見が出された。

まず、公募委員のほうからは、アンケートをして、保護者の周りの方の反響というのが思ったより大きくて、いきなりアンケートが来て大変驚いたという声が聞かれたというふうにおっしゃっていた。また、それぞれ無償化するべきだとか、いろいろなそれぞれのご意見はあるが、やはり小金井の指針に沿った給食を守ってほしいというところで、やむを得ない部分もあるし、保護者の方のご理解をいただいて進めるようにというふうなこともあった。

あと、委託業者の方からは、献立作成とか食材の発注業務まで抱えているような福祉施設などを運営しているという会社もあって、やはりそういうところでは同じように食材料費の値上げについては苦勞されているというふうなお話もあり、やむを得ないのかなというご意見をいただいた。

あと、現場の調理員のほうからは、やはり厳しい状況の中で、給食では野菜の量が大変多くて、これだけ値上がりしている状況の中で、これだけの野菜を使っているということはあるがたいことだねというような、調理員さん同士ではお話をしているということもあった。

それから、栄養士さんのほうは、実際に支払いを担当していて、やりくりをされているというところで、先ほど申し上げたようないろいろな工夫をしているけれども、ほんとうに厳しい状況になっているということが説明されて、結論を出したものではないが、そこでもいろいろな意見が出されて、それぞれの立場を尊重しながらの

意見交換ができたと思っている。

鮎川教育長
職務代理者

ありがとう。

山本教育長

ほかにいかがか。

たくさんの質問が出た。ご意見を伺いたいが、いかがか。簡単に言うと、8年間、今まで頑張って質の高い給食をつくってきたこと、校長会の栄養士会からの要望があって、今回この検討を始めていること、最終的には教育長決裁という形になるので、ぜひ委員の方に、大方のご意見を伺っておきたいと思う。

順番にいいか。はっきりとしなければはっきりとしないでも構わない。

鮎川委員、どうぞ。

鮎川教育長
職務代理者

私は保護者の方や地域の方からもお話を聞いてきた中で、給食費の値上げという点に関して、自分自身の意見が揺れ動いてきた。

本日、これまで工夫してきてくれたことなど、そして実際に、涙ぐましい努力をして、6等分のものを8等分とか、そこまでの状況を伺ったらば、やはり値上げもやむを得ないと思った。

今回の値上げに関係してではないが、最初に学務課長から、小金井の給食についての特徴を教えていただいた中で、例えば鳥ガラでスープをとるなど、調理員さんにとっても栄養士さんにとっても、大きな手間をかけてくれている部分が表に見えてこない。給食に対しての感謝と共に給食費の見直しをしていくのはやむを得ないと思った。

山本教育長

ありがとう。

福元委員、どうぞ。

福元委員

私も今の論議の中で、やむを得ない状況に来ているのかなと思っているところである。栄養士会や校長会からの、今の給食の内容を維持するために必要だという要望が出ているわけで、否定することもできないと思う。やむを得ないかなと思う。

山本教育長 ありがとう。
 渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 費用の点だけ考えれば、安い食材というか、外国から安いものを輸入して給食に充てれば値段は安くなると思うが、ただ、先ほど質問したとおり、安心安全という基本的なところは崩せないわけなので、それを維持しながらの工夫をされてきたわけであるから、今回は8年ぶりということもあって仕方ないことだと思う。

山本教育長 ありがとう。
 岡村委員、どうぞ。

岡村委員 私もやむを得ないかなと思う。というのは、給食というのは、私もアレルギーのことで頭がいっぱいで、アレルギーでなければ、お昼は何か問題が起きないものを食べさせておけばいいかとずっと思っていたが、給食の先生方のお話を聞くと、楽しくご飯を食べて、それから将来的にも、化学調味料で覚えた舌はずっとこれから化学調味料を使うかもしれないので、学校給食だけでなく、これから先の自分の食事を考えたとき、給食がすごく大切な地位を占めているということに最近気づいた。なので、もやしを食べるとかではなくて、もうちょっと豊かな野菜とかを食べてほしいので、少し値上げしないと無理かなと思うことと、あと、就学援助の方たちは増えないというので、少し安心した。

山本教育長 貴重なご意見をたくさんいただき、ありがとう。皆様のご意見を参考にしながら結論を出すべく検討していきたいと思うので、よろしく願います。また、検討の結果については、来年1月以降のこの会で報告する。ありがとう。

 それでは、報告事項2、平成28年度小金井市立小・中学校読書感想文コンクールの表彰結果について、願います。

小林指導室長 平成28年度小金井市立小・中学校読書感想文コンクールの表彰結果について、ご報告させていただく。報告事項2の資料をごらん願う。

 平成28年度応募総数は1,644点である。これは全児童・生

徒数の約23%に当たる。10月24日月曜日に選考会を行った結果、最優秀賞4作品、優秀賞9作品、入選50作品、佳作129作品を決定した。表彰式は11月15日火曜日に、市役所第二庁舎801会議室で行った。表彰式には教育長ほか、最優秀賞と優秀賞を受賞した児童・生徒と保護者、受賞した児童・生徒の学校の校長、副校長が出席して行われた。なお、入選、佳作の受賞者については、学校を通して表彰状を渡す予定である。

報告は以上である。

山本教育長

私もこの優秀作品、全部読ませていただいたが、大変すばらしい作品ばかりで、非常に感銘を受けた。読書の大切さというのは、私も国語の教員出身であるので、常々指導してきたが、小金井の子どもたちが、非常に豊かな心を育まれているなということがよくわかった。大変意義のある行事だと思うので、今後ともよろしく願います。

それでは、3、特別支援教室の導入について。

高橋統括
指導主事

それでは、特別支援教室の導入についてご報告する。

まず初めに、このことについては、平成27年7月の教育委員会で、東京都の動向、小金井市の研究等の取り組みについてご報告をさせていただいた。本日は、小金井市の特別支援教室の導入に向けた取り組みを報告させていただく。

それでは、資料のタイトルに、小金井市の特別支援教室の導入について（小学校）と書かれているほうをごらん願う。

小金井市では、東京都の特別支援教室導入スケジュールに合わせて、平成30年の4月から、今まで情緒障害、通級指導学級で行われていた通級による指導を、全小学校に設置した特別支援教室で行う指導として開始する。

指導の対象となる児童であるが、資料に記載のとおり、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、発達障害等による一部特別な指導を必要とする児童となる。指導の内容は、障害の状態に応じて、自立活動や教科の補充指導を行う。

次に、特別支援教室の設置についてである。市内の9校の小学校を3つのブロックに分け、1校の拠点校と2校の巡回校の3校を1ブロックとした体制として設置する。ここで言う拠点校とは、各校

の特別支援教室を巡回指導する教員が所属する学校をいう。巡回校とは、教員が巡回指導で訪問する学校をいう。また、特別支援教室の設置及び指導の開始にあわせ、今までの情緒障害、通級指導学級教員の名称を巡回指導教員とする。

小金井市として、特別支援教室導入による期待する効果であるが、主に次の4点を考えている。1点目は、今まで通級で行っていた指導を全小学校の特別支援教室で行うことで、より多くの児童が指導を受けられるようになることである。2点目は、児童の在籍校で過ごす時間が増え、他校に通っていた児童・保護者の負担の軽減が期待できることである。3点目は、個別指導や小集団指導を通して、児童の学力や在籍学級における集団適応能力の伸長が図られることである。4点目は、在籍学級の担任と巡回指導教員との連携が緊密になり、指導内容が充実することである。

この特別支援教室の導入に向けての今後の取り組みであるが、現在設置している特別支援学級設置校長会、特別支援教育研修会、特別支援学級推進委員会、また、新たに設置をする特別支援教室開設準備委員会の中での研究、準備に取り組んでまいる。さらに、小金井市特別支援教室ガイドラインを作成するとともに、教員、管理職を対象にした特別支援教室にかかわる研修等を実施していく予定である。また、特別支援教室については、保護者や市民の方々を対象にした説明会を実施し、丁寧な説明を行っていきたいと考えている。

次に、資料の裏面をごらん願う。小金井市の特別支援教室の指導・支援体制（小学校）の概要を示している。

資料の上の図にあるように、各校の在籍学級、特別支援教室で、対象の児童に対して在籍学級担任と巡回指導教員が連携した指導に取り組んでまいる。また、各校の特別支援教室の円滑な運営に向け、資料の中段にあるように、新たに特別支援教室専門員、臨床発達心理士が各学校に配置される。現在配置されている特別支援学習指導員、特別支援教育支援員と連携し、重層的な指導、支援に取り組んでまいる。

小金井市では、この特別支援教室の導入により、今までの、児童が通う指導から、教員が巡回する指導体制とすることで、拠点校、巡回校で発達障害等にかかわる特別支援教育の充実を図り、児童の能力や可能性を伸ばす教育活動に取り組んでいきたいと考えてい

る。

報告は以上である。

山本教育長 特別支援教育がだんだん充実していく様子がよくわかるかと思うが、何かご質問等はあるか。

渡邊委員 非常にいいシステムだと思う。私も小金井市の小学校の位置を大体把握しているが、地図に1から9まで打ってあるが、できたらこの上に1から9まで振っていただくとわかりいいかなと思う。大したことではない。

高橋統括
指導主事 ありがとうございます。振らせていただきます。

山本教育長 資料の修正を。
ほかにあるか。
全体的な指導者の数は大幅に増えると考えていいか。

高橋統括
指導主事 東京都の教員配置基準に沿って先生方が配置される。なので、児童の人数に応じて先生が配置されるということになっている。

山本教育長 現状よりも増えるだろうということか。

高橋統括
指導主事 子どもが増えれば先生も増えてくるということになる。

山本教育長 ほかにあるか。よろしいか。
それでは、報告事項のその他である。
学校教育部から願います。

加藤庶務課長 学校施設の使用申請についてである。平成28年11月10日付け文書にて、市長から、学校施設の使用申請について依頼があった。小金井市立本町小学校で、平成28年度に引き続き、平成29年7月31日まで、学童保育所運営に必要な場所の使用を求めるものである。本町学童保育所の定員を超える入所希望者に対応するため、

入所児童の保育を実施するものである。

なお、現場である本町小学校と市の担当課である児童青少年課において、使用については調整済みである。

以上である。

山本教育長

ご質問、あるか。よろしいか。

それでは、生涯学習部から報告を願う。

前島公民館長

本日、資料をお配りしている。報告事項その他資料となっている。こちらは公民館運営審議会で配付した資料である。公民館運営審議会が11月17日に開催ということから、当日配付になってしまったことについておわび申し上げる。

では、資料に沿ってご説明する。こちらは公民館における実費徴収の件である。

1の(1)から順を追って説明させていただくが、公民館事業の主催講座においても、参加費は無料でも、交通費であったり、食費だったり、また、材料費だったり、実費をいただくことは少なくない。公民館は特定の方が利用し、そのため、専ら費用が発生することが明らかなものとして、緑センターの宿泊での布団借上料、貫井南分館及び貫井北分館で使用する電気窯の利用での電気料金について、29年度からご負担いただきたいというふうに考えているものである。

公民館に宿泊機能を持たせている施設は都内にはほかに例が見つけられなかったが、青少年センターの意思を引き継ぐものとしての機能してきた経過があるため、東京都内のほかの自治体の青少年センターなどについて調査した。

資料1として一覧をつけさせていただいている。宿泊の施設利用を設定している他の自治体について、使用料が大体設定されているところである。使用料が無料であるのが、下から2つ目に世田谷区さんがあるが、こちらでもシーツ代を徴収しているということである。シーツ代や布団代の実費を利用者に負担していただいている例もあり、無料で宿泊するものはない。したがって、緑センターのほうで、今、実際には宿泊は無料で泊まっていたという状況から、実費を負担していただきたいということである。

なお、一般利用、主催事業問わず負担をいただくことを考えてい

るので、主催事業では、宿泊のほうでは、障害のある方の青年学級、みんなの会、サマーキャンプがあるのではないかと考えている。また、陶芸教室が該当するものというふうに考えている。

続いて、(2)にあるとおり、平成26年第1回定期監査報告書により、監査委員から、宿泊利用に対しては、光熱水費や泊り込み職員、シルバー人材センターへの委託になるが、その人件費だけでなく、布団借上料までも市が負担している。この実費は早急に求めるべきであり、それも含めた施設利用料の見直しを中心に具体策を提示し、検討することを強く要望する。これは一部抜粋になるが、ご指摘をいただいていることも、今回、実費負担をしていただきたいということの一つのきっかけである。

なお、実費負担というか、布団の借上料の考え方であるが、あくまでも布団はオプションと考えている。必要な方が利用することや、先ほども申し上げたとおり、施設そのものが有料であったり、実費を徴収しているということから、全て無料という形ではなく、実費を負担していただきたいと考えている。実態としても、寝袋を持参して布団を借りていない団体もあるので、そういったご利用から考えると、やはり実費負担というふうに考えているところである。

そして、先週の11月17日に開催した公民館運営審議会でも同様に説明させていただいている。

資料に沿っていくと、実施時期、平成29年4月から考えている。

3の費用の算定方法については、実費を徴収していくという形になる。

めくって、4番に歳入の見込みということで、布団借上料、陶芸窯、これも実費、実績を掲載している。大体このぐらいになるのかなというところである。

11月17日の公民館運営審議会でご意見をいただき、1つは、実費の徴収は当然というご意見、また、実費を負担すること自体、反対するものではないが、子どもについては初めから全額負担とするものではなく、半額とかから始めてはどうかというご意見もあった。ただ、一方、子どもが負担するわけではないので半額にしなくてもいいのではないかとといったご意見もあった。提案した実費負担そのものについての反対というご意見は総じてなかったかと思っている。

公民館運営審議会としては、公民館が考えた方向性に対しての意

見を伝え、あとは、私、館長に任せるという姿勢で審議を終えている。

今後のスケジュールであるが、布団に関しては、市民説明会を12月中旬に、また、陶芸窯ご利用団体は4団体と限られているので、ご利用の団体への説明を実施するよう、12月の日程を調整中である。

また、主催事業である、みんなの会の保護者会も12月中に開催になっている。最終的には説明会のご意見などを踏まえ、市として最終的な方針を固めていきたいと考えている。

雑駁であるが、報告は以上である。

山本教育長

ご質問等、あるか。

最終的には1月以降のこの定例会で議案として出すというか。

前島公民館長

資料3として、公民館条例施行規則の一部改正【案】というのを置かせていただいている。こちらでも教育委員会の議決が必要になっているので、こちらのほう、実は監査委員から宿泊使用の団体についても明確な規定がないというご指摘を受けている。理由は、旧青少年センター条例から公民館に宿泊の関係が移ったときに規定をしていなかったということが挙げられるかと思うが、実態としてはこちらのほうに、今把握してお示ししているような内容でやっているの、こちらのほうをかけさせていただく。これに伴い、布団使用にかかわる費用負担についても、こちらの規則に規定する予定である。

また、めくっていただいて、規則のほう教育委員会にお諮りするという形になる。資料4については陶芸窯の使用要綱（案）である。現段階ではこちらは要綱で実施していこうと考えている。

以上である。

山本教育長

いかがか。ご質問、ご意見等はあるか。

福元委員

丁寧な説明がなされたために、公運審等での大まかな理解とか、それから、館長に任せるとかというような言葉が出てきたんだろうと思う。これからもまだ、いろいろな声があろうかと思うので、これまで同様、丁寧な説明が必要だと思う。その辺も大事にしながら

進めていただければと思う。

以上である。

山本教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それでは、最後に今後の日程をお願いする。

平野庶務係長

教育委員会の今後の日程について報告する。

教育委員会委員任命辞令交付式が、12月1日、木曜日、午前8時40分から本庁舎2階、庁議室で開催される。全委員のご出席をお願いする。

続いて、第1回教育委員会臨時会が、12月5日、月曜日、午後1時30分から801会議室で開催される。全委員のご出席をお願いする。

続いて、第1回教育委員会定例会が、1月10日、火曜日、午後1時30分から801会議室で開催される。全委員のご出席をお願いする。

続いて、東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会及び第2回理事研修会が、1月13日、金曜日、午後2時から東京自治会館講堂で開催される。鮎川委員のご出席をお願いする。

続いて、第2回教育委員会定例会が、2月14日、火曜日、午後1時30分から801会議室で開催される。全委員のご出席をお願いする。

今後の日程は以上である。

山本教育長

以上で報告事項を終了する。

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって平成28年第12回教育委員会定例会を閉会する。

閉会 午後2時24分